

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	特定計量器販売事業者への措置命令等	根拠条項	第52条				
処 分 基 準	<p>○都道府県知事は、経済産業省令で定める事項を遵守しないため、勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>○勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときその者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	くらしの安全安心課	交付 機関	くらしの安全安心課	目次 NO